

委託・役務業務低入札価格調査制度事務処理要領

1 趣旨

広島県水道広域連合企業団（以下「企業団」という。）が実施する低入札価格調査に係る事務については、広島県水道広域連合企業団契約規程（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第9号。以下「規程」という。）その他別に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

2 定義

- (1) この要領において「調査基準価格」とは、一般競争入札（事前審査型・事後審査型）により業務に係る委託・役務契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第1項に規定する申込みに係る価格によっては申込者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることについて、その有無に関する調査（以下「低入札価格調査」という。）を行う基準の価格をいう。
- (2) この要領において「低価格入札」とは、調査基準価格を下回る価格の入札をいう。
- (3) この要領において「低価格入札者」とは、低価格入札を行った者をいう。

3 対象

この要領の対象となる契約は、委託・役務業務（広島県水道広域連合企業団建設工事執行規程（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第10号）第2条に定める建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務発注事務処理要綱（令和5年4月1日制定）第2条に定める業務を除く委託業務又は役務の提供を受ける業務をいう。）に係る一般競争入札を行うもので規程第2条第1項に定める契約担当職員が必要と認めるものとする。

4 調査基準価格の算定等

- (1) 調査基準価格は、次のアからカまでに掲げた費用を基礎として算定した額（以下「設計金額」という。）に100分の70を乗じて得た額とする。
 - ア 直接人件費 当該委託・役務業務に従事する者に対して支払う賃金（労働基準法（昭和22年法律第49号）第11条の規定による賃金をいう。）のうち当該委託・役務業務を行うのに必要な労働時間数に相応する費用
 - イ 直接物品費 直接業務に必要となる物品費
 - ウ 健康保険料相当費 健康保険法（大正11年法律第70号）第161条第1項本文の規定により事業主が負担する保険料（当該委託・役務業務に従事する者に係るものに限る。）のうち当該委託・役務業務に必要な労働時間数に相応する費用
 - エ 厚生年金保険料相当費 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第82条第1項の規定により事業主が負担する保険料（当該委託・役務業務に従事する者に係るものに限る。）のうち当該委託・役務業務に必要な労働時間数に相応する費用
 - オ 労働保険料相当費 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第31条第3項の規定により事業主が負担する保険料（当該委託・役務業務に従事する者に係るもの

限る。)のうち当該委託・役務業務に必要な労働時間数に相応する費用
カ その他必要となる費用

(2) 契約担当職員は、調査基準価格を定めたときは、予定価格調書中に当該調査基準価格及び調査基準価格に110分の100を乗じた額を記載することとする。

5 入札参加希望者への周知

(1) 契約担当職員は、次のアからクまでに掲げることを公告に記載して、入札参加希望者へ周知する。

ア 調査基準価格が設定されていること。

イ 低価格入札があったときは、第7項に規定する調査の上で落札者を決定し、後日通知をすること。

ウ 低価格入札者は、自己の費用負担のもとで第7項に規定する低入札価格調査に協力する義務があること。

エ 第7項第3号及び第4号に定めた場合のいずれかに該当するときは、低価格入札者は落札者とならないこと。

オ 低価格入札者を落札者として契約を締結する場合において、当該落札者は、自己の費用負担のもとで第8項第1号に定める業務開始時調査及び第9項第1号に定める業務完了後調査に協力する義務があること。

カ 低価格入札者を落札者として契約を締結する場合において、第8項第1号の業務開始時調査に応じる旨の特約をすること。

キ 低価格入札者を落札者として契約を締結する場合において、第9項第2号及び第3号並びに第10項に定める特約をすること。

ク 落札額を予定価格で除した商（以下「落札率」という。）が100分の50未満であった低価格入札者を落札者として契約を締結する場合は、第11項に定める措置を実施すること。

(2) 前号の公告は、案件ごとに異なる事項及び入札参加希望者に注意喚起しなければならない事項のみを記載し、基本的に全ての案件に共通であるような事項は、これを別紙として引用する形とすることができるものとする。

6 入札の執行

(1) 物品調達等及び委託・役務業務入札執行要領（令和5年2月1日制定）第2条第1項に定める入札執行者（以下「入札執行者」という。）は、低価格入札があったときは、落札者を決定しないで開札を終了する。

(2) 入札執行者は、前号の規定によって開札を終了する際には、開札に立ち会っていない入札者（入札者が開札に立ち会っていないときは、施行令第167条の8第1項後段の当該入札事務に関係のない職員）に向かって、「地方自治法施行令第167条の10第1項の規定により、調査の上、後日落札決定をする。落札の決定をしたときは、通知又は連絡する。」と宣言をしなければならない。

7 低入札価格調査の実施等

- (1) 契約担当職員は、前項の規定により落札者を決定しないで開札を終了したときは、直ちに、最低の価格をもって申込みをした低価格入札者（以下「調査対象者」という。）について、低入札価格調査を実施する。
- (2) 低入札価格調査は次の手順で実施する。
- ア 調査対象者は、次の(ア)から(オ)に掲げる資料等（以下「資料等」という。）を作成し、提出するものとし、資料等の作成に要する費用は、当該調査対象者の負担とする。
- (ア) 低入札価格調査資料等提出書（別記様式第1号）
 - (イ) 当該価格により入札した理由（別記様式第2号）
 - (ウ) 業務に必要な経費に係る内訳書（別記様式第3号）
 - (エ) 業務に従事する者に係る社会保険等届出内容調査票（別記様式第4号）
 - (オ) その他契約担当職員が必要と認める資料
- イ 契約担当職員は、アにより提出された資料等の内容について、当該調査対象者からヒアリングを行うことができる。
- ウ 契約担当職員は、追加の資料提出が必要と認めたときは、提出期限までに、追加で定める資料及びその添付資料（以下「追加資料等」という。）を提出するよう求める。なお、追加資料等の提出期限は、追加資料等の作成に要する期間を調査対象者に事前に確認した上で、適切に設定する。
- (3) 契約担当職員は、前号アにより提出された資料等の内容を確認し、当該内容が次のいずれかに該当するときは、当該調査対象者について、施行令第167条の10第1項に規定する契約の内容に適合した履行がされないおそれがあり、委託契約の相手方として不相当であると認めて、落札者とししないこととする。
- ア 調査対象者が算定した直接人件費の額の合計が、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第3条の規定による最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）に業務に必要な労働時間数を乗じて得た額に満たない場合
- イ 調査対象者が算定した健康保険料相当費、厚生年金保険料相当費及び労働保険料相当費の額のいずれかが関係法令の規定によって算定する金額に満たない場合
- ウ 調査対象者が算定した健康保険料相当費、厚生年金保険料相当費及び労働保険料相当費に係る算定基礎のいずれかが、当該委託・役務業務を行うために必要な人数又は労働時間数を満たしていないことが明らかである場合
- エ 低入札価格調査の時点において、当該調査対象者が次に掲げる届出を行っていない場合（ただし、調査時点において、業務に従事する者が未定である等の理由により届出内容が未確定である場合を除く。）
- (ア) 健康保険法第48条の規定による被保険者の資格の取得に係る届出
 - (イ) 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者の資格の取得に係る届出
 - (ウ) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による保険関係の成立に係る届出（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定に係るものに限る。）
 - (エ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による雇用する労働者が適用事業の被保険者となったことの届出

オ その他契約担当職員が契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める場合

- (4) 当該調査対象者が、提出期限までに資料等又は追加資料等を提出しないとき（提出された資料等又は追加資料等の不備を是正しないときを含む。）は、施行令第167条の10第1項に規定する契約の内容に適合した履行がされないおそれがあり、委託・役務契約の相手方として不相当であると認めて、落札者としなないこととする。

8 業務開始時調査の実施

- (1) 契約担当職員は、前項の調査時点において、業務に従事する者が未定である等の理由により前項第3号エの届出内容が未確定であった場合は、業務に従事する者が決定し前項第3号エの届出内容が確定した後、直ちに届出内容を確認するための業務開始時調査を行う。この場合においては、当該調査対象者から別記様式第4号による調査票を、再度、提出させるものとする。
- (2) 契約担当職員は、前号の調査の結果、当該調査対象者が前項第3号エの（ア）から（エ）までのいずれかの届出を行っていないことが明らかになったときは、10日（広島県水道広域連合企業団の休日を定める条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第4号）第2条第1項に規定する休日以外の日に限る。）以内に当該届出を行うように、直ちに請求しなければならない。
- (3) 前号の請求にかかわらず、正当な理由なく届出が行われなかったときは、契約担当職員は、業務委託契約約款第35条第1項第5号又はこれに相当する規定に基づき、当該委託・役務業務契約を解除するものとする。

9 業務完了後調査の実施等

- (1) 契約担当職員は、調査対象者を落札者として委託・役務契約を締結するときは、第7項第3号により確認した事項が適切に履行されたかについて、別記様式第5号の2により、当該落札者の費用負担のもとで業務完了後調査を行う。この場合においては、調査対象者から別記様式第5号の1及び第5号の2を提出させるものとする。
- (2) 契約担当職員は、前号の調査の結果、委託・役務契約が適切に履行されていないと判断したときは、当該落札者に対して、次項に定める率により算定した違約金を請求できることとする。
- (3) 前号の違約金の請求は、その他の損害の発生があった場合における損害賠償請求を妨げるものではない。

10 契約保証金及び違約金に係る特約

- (1) 契約担当職員が調査対象者を落札者として委託・役務契約を締結する場合は、規程第4条第1項第5号に該当しないものとする。
- (2) 契約担当職員は、前号の契約保証金について、契約の締結と同時に契約書に記載された金額の全額を納付させなければならない。

11 他入札への参加禁止措置

- (1) 契約担当職員は、落札率が100分の50未満であった調査対象者を落札者として委託・役務契約を締結した場合は、当該委託・役務業務が完了し、その業務に係る企業団の検査が終了した後、企業長が第5号の規定により通知するまでの間、当該落札者が企業団の委託・役務業務契約に係

る入札等に参加することを認めないこととする。

- (2) 契約担当職員は、前号に該当することとなったときは、直ちに別記様式第6号により企業長に報告しなければならない。
- (3) 企業長は、前号の報告を受けたときは、直ちに別記様式第7号により当該落札者に他入札への参加禁止措置を行う旨通知するとともに、別記様式第8号により各契約担当職員に通知するものとする。
- (4) 契約担当職員は、第1号に規定する検査が終了したときは、直ちに別記様式第9号により企業長に報告しなければならない。
- (5) 企業長は、前号の報告を受けたときは、直ちに別記様式第10号により当該落札者に他入札への参加禁止措置が終了した旨通知するとともに、別記様式第11号により各契約担当職員に通知するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和5年2月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第1号）第5条第3項に規定する地方機関（広島水道事務所を除く。）が執行する低入札価格調査に係る事務については、令和8年3月31日までの間、法令その他別に定めのあるものを除くほか、構成団体（広島県を除く。）の要領等をこの要領とみなして適用する。
- 3 前項の規定において、要領等の規定中「市」又は「町」とあるのは「企業団」と、「市長」又は「町長」とあるのは「企業長」と、部署、職名等については企業団の該当する部署、職名等にそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行し、同日以降において公告するものから適用する。

低入札価格調査資料等提出書

令和 年 月 日

(契約担当職員) 様

住所又は所在地

氏名、商号又は名称

(担 当 者)

(電 話 番 号)

(F A X 番 号)

(メールアドレス)

業務名

業務の場所

委託・役務業務低入札価格調査制度事務処理要領第 7 項に規定する資料等を別紙のとおり提出します。

なお、各資料の記載内容は事実と相違ないことを確約します。

備考 添付する別紙と割り印するものとする。

当該価格により入札した理由

別記様式第3号

業務に必要な経費に係る内訳書

費 目	合 計 額	算 定 基 礎
直 接 人 件 費	円	
直 接 物 品 費	円	
健康保険料相当費	円	
厚生年金保険料相当費	円	
労働保険料相当費	円	
そ の 他 の 費 用	円	
消費税及び地方消費税相当額	円	
合 計	円	

- 備考 1 算定基礎の直接人件費の欄は、業務に従事する者の人数、賃金の時間単価及び労働時間数を明示すること。
- 2 算定基礎の健康保険料相当費及び厚生年金保険料相当費の欄は、業務に従事する者の人数、標準報酬月額、保険料率及び業務に従事する労働時間数を明示すること。
- 3 労働保険料相当費の項算定基礎の欄は、業務に従事する者の人数、賃金の時間単価、保険料率及び労働時間数を明示すること。
- 4 算定基礎のその他の費用の欄は、概ね次に掲げるものの合計額を記載することとし、算定基礎は省略できるものとする。
- ア 総合調整費 業務全般の総合調整に関する費用

- イ 福利厚生費 従業員に対する貸与被服、医療等の福利厚生に要する費用
- ウ 通信交通費 従業員の出張旅費、発注者等への連絡交通費、連絡用車両の損料及び電話、郵便等の通信費
- エ 安全管理費 危険防止等の安全管理に関する費用
- オ 技術管理費 資料作成、諸手続、資格等の届出その他の技術管理上必要な費用
- カ 役員報酬 取締役及び監査役に対する報酬
- キ 従業員給料手当 現場従業員を除く従業員に対する給料、諸手当及び賞与（賞与引当金繰込額を含む）
- ク 退職金 従業員に対する退職金（退職給与引当金繰込額及び退職年金掛金を含む）
- ケ 修繕維持費 建物、装置等の修繕維持、倉庫物品の管理等に要する費用
- コ 事務用品費 事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費及び新聞、参考図書等の購入費
- サ 通信交通費 通信費、交通費及び旅費
- シ 光熱水費 電力、水道、ガス等の使用料
- ス 調査研究費 技術研究、開発等に要する費用
- セ 広告宣伝費 広告、公告又は宣伝に要する費用
- ソ 交際費 得意先、来客等に対する接待、慶弔見舞及び中元歳暮等に要する費用
- タ 寄付金 社会福祉団体等に対する寄付金
- チ 地代家賃 事務所、寮、社宅等の借地借家料
- ツ 減価償却費 減価償却資産に対する償却額
- テ 租税公課 事業税、事業所税、不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料、身体障害者雇用納付金等の公課
- ト 保険料 火災保険その他の損害保険料
- ナ 雑費 上記のいずれにも属さない費用

別記様式第4号

業務に従事する者に係る社会保険等届出内容調査票

記入日： 年 月 日

労働者番号等	担当する役割	1日あたり労働時間	社会保険等への届出内容					備考
			健康保険	厚生年金保険	標準報酬月額	労災保険	雇用保険	
		(週 日勤務) 時間 分	届出済 (2号) 届出済 (非2号) 届出予定 (2号) 届出予定 (非2号) 適用外	届出済 届出予定 適用外	千円	届出済 届出予定 (%) 適用外	届出済 届出予定 適用外	
		(週 日勤務) 時間 分	届出済 (2号) 届出済 (非2号) 届出予定 (2号) 届出予定 (非2号) 適用外	届出済 届出予定 適用外	千円	届出済 届出予定 (%) 適用外	届出済 届出予定 適用外	
		(週 日勤務) 時間 分	届出済 (2号) 届出済 (非2号) 届出予定 (2号) 届出予定 (非2号) 適用外	届出済 届出予定 適用外	千円	届出済 届出予定 (%) 適用外	届出済 届出予定 適用外	
		(週 日勤務) 時間 分	届出済 (2号) 届出済 (非2号) 届出予定 (2号) 届出予定 (非2号) 適用外	届出済 届出予定 適用外	千円	届出済 届出予定 (%) 適用外	届出済 届出予定 適用外	

- 備考
- この調査票を記入する日を基準とする。
 - 労働者番号等の欄は、番号、記号、イニシャル等、記載方法は任意とするが、調査票提出後に確認等を行う場合があることに留意すること。
 - 社会保険等への届出内容の各欄は、該当に丸印をつけることとする。なお、「届出済」に丸印を付けた場合は、届出済であることが確認できる書類（健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書、労働保険料に係る納付書・領収証書、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）。これらに代え確認可能な他の書類でも可。）の写し（※氏名は削除した上で調査票の「労働者番号等」を記載すること）を添付すること。
 - 記入日現在において雇用されていない者を業務に従事させる予定である場合は、労働者番号等の欄に「従事者未定」と記載し、社会保険等への届出状況の欄は記入しないこととする。
 - 社会保険等への届出内容の各欄に、「届出予定」又は「適用外」に丸印をつけたときは、その理由を備考の欄に記載すること。
 - 労災保険の欄中かっこ書きには、労災保険が適用される場合における労災保険料率を記入すること。

業務完了後調査資料提出書

令和 年 月 日

(契約担当職員) 様

住所又は所在地

氏名、商号又は名称

(担 当 者)

(電 話 番 号)

(F A X 番 号)

(メールアドレス)

業務名

業務の場所

委託・役務業務低入札価格調査制度事務処理要領第9項に規定する業務完了後調査に係る資料を別紙のとおり提出します。

なお、各資料の記載内容は事実と相違ないことを確約します。

備考 添付する別紙と割り印するものとする。

別記様式第5号の2その1

業務完了後調査書（業務に必要な経費に係る内訳）

費目	合計額	算定基礎	確認結果
直接人件費	円		適・不適
直接物品費	円		適・不適
健康保険料相当費	円		適・不適
厚生年金保険料相当費	円		適・不適
労働保険料相当費	円		適・不適
その他の費用	円		適・不適
消費税及び地方 消費税相当額	円		適・不適
合計	円		

備考 確認結果の欄は、各費目について確認した結果により、該当に丸印をつけること。この場合において、「不適」に丸印をつけた場合においては、その理由を記載すること。

別記様式第5号の2その2

業務完了後調査票（業務に従事する者に係る社会保険等届出内容）

労働者番号等	担当する役割	1日あたり労働時間	社会保険等への届出内容					確認結果
			健康保険	厚生年金保険	標準報酬月額	労災保険	雇用保険	
		(週 日勤務) 時間 分	届出済 (2号) 届出済 (非2号) 届出なし 適用外	届出済 届出なし 適用外	千円	届出済 (%) 届出なし 適用外	届出済 届出予定 適用外	適・不適
		(週 日勤務) 時間 分	届出済 (2号) 届出済 (非2号) 届出なし 適用外	届出済 届出なし 適用外	千円	届出済 (%) 届出なし 適用外	届出済 届出予定 適用外	適・不適
		(週 日勤務) 時間 分	届出済 (2号) 届出済 (非2号) 届出なし 適用外	届出済 届出なし 適用外	千円	届出済 (%) 届出なし 適用外	届出済 届出予定 適用外	適・不適
		(週 日勤務) 時間 分	届出済 (2号) 届出済 (非2号) 届出なし 適用外	届出済 届出なし 適用外	千円	届出済 (%) 届出なし 適用外	届出済 届出予定 適用外	適・不適

- 備考 1 労働者番号等及び担当する役割の欄は、業務に従事する者に係る社会保険等届出内容調査票の内容（第8項の規定による業務開始時調査を行った場合は当該業務開始時調査の内容とする。）を転記すること。
- 2 社会保険等への届出内容の各欄の「届出済」に丸印を付けた場合は、届出済であることが確認できる書類（健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書、労働保険料に係る納付書・領収証書、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）。これらに代え確認可能な他の書類でも可。）の写し（※氏名は削除した上で調査票の「労働者番号等」を記載すること）を添付すること。なお、別紙様式第4号の記載内容と変更がない場合は、添付を要しない。
- 3 社会保険等への届出内容及び確認結果の欄は、第7項第3号エの事項について確認した結果により、該当に丸印をつけること。

別記様式第6号

令和 年 月 日

広島県水道広域連合企業団企業長 様
 (会計課)

契約担当職員

他入札への参加禁止措置に係る事案発生報告書

委託・役務業務低入札価格調査制度事務処理要領第 11 項第 1 号に定める他入札への参加禁止措置に係る事案が発生したので、同項第 2 号の規定に基づき報告します。

契約相手方	氏名、商号又は名称	
	(法人の場合) 代表者氏名	
	住所又は所在地	
調達内容	業 務 名	
	契 約 日	
	履 行 期 間	
入札状況	設 計 額	
	落 札 額	
	落 札 率	

備考 入札書の写しを添付すること。

別記様式第7号

令和 年 月 日

(契約相手方) 様

広島県水道広域連合企業団企業長
〒730-0011 広島市中区基町 10-52
会計課

印

他入札への参加禁止措置決定通知書

委託・役務業務低入札価格調査制度事務処理要領第 11 項第 1 号の規定により、次のとおり、広島県水道広域連合企業団が発注する委託・役務業務に係る競争入札に参加することを認めないこととしますので、同項第 3 号の規定に基づき通知します。

措置期間		下記調達内容記載の契約日から別に通知する日まで
調達内容	業務名	
	契約日	
	履行期間	

別記様式第8号

令和 年 月 日

関係課長様
関係地方機関の長様

会計課長

委託・役務業務に係る他入札への参加禁止措置の実施について（通知）

委託・役務業務低入札価格調査制度事務処理要領第11項第1号の規定により、次のとおり他入札への参加禁止措置を行うこととしたので、同項第3号の規定に基づき通知します。

相手方	氏名、商号又は名称	
	(法人の場合) 代表者氏名	
	住所又は所在地	
調達内容	業務名	
	契約日	
	履行期間	
措置期間	上記調達内容記載の契約日から別に通知する日まで	

別記様式第9号

令和 年 月 日

広島県水道広域連合企業団企業長 様
 (会計課)

契約担当職員

他入札への参加禁止措置に係る検査終了報告書

令和 年 月 日付けの他入札への参加禁止措置事案発生報告について、業務が完了し、検査が終了したので、委託・役務業務低入札価格調査制度事務処理要領第11項第4号の規定に基づき報告します。

相手方	氏名、商号又は名称	
	(法人の場合) 代表者氏名	
	住所又は所在地	
調達内容	業 務 名	
	契 約 日	
	履 行 期 間	
検 査 年 月 日		

別記様式第 10 号

令和 年 月 日

(契約相手方) 様

広島県水道広域連合企業団企業長
〒730-0011 広島市中区基町 10-52
会計課

印

委託・役務業務に係る他入札への参加禁止措置の終了について (通知)

令和 年 月 日付けで通知した次の他入札への参加禁止措置が終了したので、委託・役務業務低入札価格調査制度事務処理要領第 11 項第 5 号の規定に基づき通知します。

調 達 内 容	業 務 名	
	契 約 日	
	履 行 期 間	
検 査 年 月 日		

別記様式第 11 号

令和 年 月 日

関 係 課 長 様
 関係地方機関の長 様

会計課長

委託・役務業務に係る他入札への参加禁止措置の終了について（通知）

令和 年 月 日付けで通知した次の他入札への参加禁止措置が終了したので、委託・役務業務低入札価格調査制度事務処理要領第 11 項第 5 号の規定に基づき通知します。

相 手 方	氏名、商号又は 名称	
	(法人の場合) 代表者氏名	
	住所又は 所在地	
調 達 内 容	業 務 名	
	契 約 日	
	履 行 期 間	
検 査 年 月 日		